

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

株式評価と「特別の事情」 —みなし贈与の認定事例から—



----- 依田 孝子〔大森支部〕

はじめに

贈与により取得した財産の価額は、原則として、取得時の時価で評価されます(相法22)。時価とは、客観的交換価値をいうものと解されていますが、課税実務上は、租税負担公平等の観点から、評価通達の定めによって評価した価額とされています。

ただし、評価通達に定める評価方式以外の評価方式によるべき特段の事情(特別の事情)がある場合には、その評価通達によらない評価方式が合理的なものであれば、それで評価した価額は時価と認められます(評基通6)。

今回は、取引相場のない株式等の価額を評価する過程で、「特別の事情」について判断した判決をご紹介します。

I. 同族会社に対する出資持分の低額譲渡

平26.10.29東京地裁判決
(棄却) Z888-1911
平27.4.22東京高裁判決
(棄却) Z888-1934

<事案の概要>

本件は、丙がその保有する有限会社C社の出資持分を、1口当たり39,235円で、A社及びB社に譲渡(本件各譲渡)したところ、芝税務署長が、本件各譲渡は時価より著しく低い価額の対価でされたもので、その結果いずれも同族会社であるA社の株式及びB社の持分の価額が増加したことから、その価額増加分は、A社及びB社の株主及び社員である甲及び乙(原告、控訴人)が丙(甲の母、乙の祖母)から贈与により取得したものと、みなし贈与と課税(相法9、相基通9-2(4))を行ったことから争われたものです。

<裁判所の判断>

裁判所では、C社出資の評価について、次の「特段の事情」を踏まえたうえで、評価通達(株式保有特定会社、

評基通189-3)の定めにより1口当たり81,204円と評価し、本件各譲渡は時価より著しく低い価額の対価でなされたものであるから、みなし贈与課税は相当であると判断しました。

1. 同族株主の判定

① 評価通達188は、「同族株主以外の株主等が取得した株式」の意義を定めるとともに、その株式の価額を配当還元方式(評基通188-2)によって評価する旨を定めている。

② 乙は、甲の子であるから、甲の同族関係者であり、甲らは、B社の出資口数の総数60万口のうち40万口を保有していたから、B社は甲らの同族関係者である(評基通188(1)、法令4②)。

③ 甲及びB社の有するC社の議決権数は、その議決権総数の50%を超えないから、評価通達188(1)を形式的に適用すると、C社は、甲及びB社の同族関係者には該当しないことになる。

④ A社(酒類食品卸売業)の取引先13社(酒造メーカー)が先代(甲の父)からC社出資(52%)を購入した経緯及び動機、社員総会には出席せず白紙委任等をしてきた事実関係からすれば、C社は、一貫して、甲及びその同族関係者(丙・B社)によって実質的に支配されていたと認められる。

⑤ 甲及びB社とC社との関係のように、前者が後者を実質的に支配する関係にある場合は、後者を前者の同族関係者とみることとするのが相当であり、その点において、評価通達の定める評価方式以外の評価方式によるべき特段の事情があるというべきである。

⑥ そうすると、甲及びその同族関係者(乙、B社、C社)の有するA社の議決権数は、その議決権総数の50%を超えるから、A社は甲らの同族関係者に当たる(評基通188(1)、法令4②)。

⑦ そして、甲及びその同族関係者であるA社及びB社の有するC社の議決権数は、その議決権総数の30%以上であるから、甲及びB社にとどまらず、

A社もC社の同族株主に当たる。

⑧ したがって、本件各譲渡によりA社及びB社が取得したC社出資は、「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当せず、配当還元方式により評価することはできない。

2. 純資産価額の20%評価減

① C社は、甲及びその同族関係者によって実質的に支配されていたから、評価通達185(純資産価額)のただし書を適用することは、その定めを設けた趣旨にもとるといふべきであって、その点において、評価通達の定める評価方式以外の評価方式によるべき特段の事情があるというべきである。

② C社出資の価額を純資産価額方式によって評価する場合、純資産価額の20%の評価減を行うことはできない。

II. 代表者等の株式の低額譲受け

平25.10.22東京地裁判決
(棄却)(控訴) Z263-12314

<事案の概要>

この事案は、原告らが、平成17年及び平成18年に、F社株式の譲渡(1株当たり75,334円)を受けたところ、函館税務署長が、みなし贈与と課税(相法7)を行ったことから争われたものです。

<裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり、「特別の事情」があるとは認められないとして、評価通達に従って算定した価額(平成17年譲受は1株当たり377,371円、平成18年譲受は1株当たり438,194円)は、客観的交換価値を超えるものではないと推認し、みなし贈与と課税を相当であると判断しました。

① 各譲受は、F社を実質的に支配し得る立場にあった亡A(F社の代表者)の指示により、亡A並びにその親族である原告D及び原告Eが、F社の他の役員らからF社株式を譲り受けたものであって、対等独立の立場にある当事

者がその自由な意思決定に基づいて行ったものということとはできない。

② そして、その1株当たりの代金額は、会社の資産の含み益等を考慮せずに単に資本金の額と未処分利益の額の合計額を発行済株式数で除するといふ、それ自体として株式の客観的交換価値を反映したのとはいい難い方法により算出されたものである上、亡Aがこれを決定又は了承することによって定まったものであり、その形成過程に売主らの意向が反映されたとは認められないものである。

③ そうすると、本件譲受価額について、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立する価額であると解することはできず、F社株式の客観的交換価値を的確に表したものと認めることはできないから、本件譲受価額で各譲受がされたことをもって、評価通達の定める評価方法によってはF社株式の客観的交換価値を適切に算定することができない特別の事情があると認められない。

④ F社株式の純資産価額を算定する場合、土地建物(ホテル)の購入代金5億円は、売り急ぎなどの事情もあり客観的交換価値を的確に表したものと認められないから、その土地建物を5億円で購入したことをもって、評価通達等に定める評価方法によって土地建物の客観的交換価値を適切に算定することができない特別の事情があると認められない。

おわりに

上記の判決をTAINSで検索する場合のキーワードは、「株式評価」「特別の事情」などです。また、判決年月日、TAINSコードでも検索することができますので、ご活用ください。

収録内容に関するお問い合わせは
データベース編集室へ
TEL 03-5496-1416

企業と会計事務所をつなぎ、ともに発展・ともに繁栄。

MJSなら、できます!
だから選ばれています。

ミロク情報サービスは、全国8,400の会計事務所に対し、経営システムおよび経営ノウハウならびに経営情報を提供し、お客様企業の経営改善、業務改善を支援。そのための高品質な商品・サービスの開発に努めています。

MJSイメージキャラクター
菊川 伶

MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス

東証第一部上場
(証券コード:9928)

MJS

やっぱり
トータル支援力で
MJS!

MJSが選ばれる
3つの理由

①

最新の経営情報を提供

MJSのシンクタンク、税経システム研究所から税制や商法、会計などの最新動向をタイムリーに発信。

②

充実のサポート体制

全国31カ所の拠点を通した地域密着サポートを展開。Webによるサポートサービスも充実。

③

経営基盤を強化

会計・税務システムと顧問先情報を統合した最新鋭業務システムが会計事務所の経営基盤を強化。

会計事務所向けERPシステム
NX-ACELINK Pro

※「ACELINK NX-Pro」は株式会社ミロク情報サービスの登録商標です。